

No	該当箇所	改定案(中間)に対する意見	県教育委員会の考え方(案)
P5 1	備考欄の(※3)	「子どもLINE相談みえ」の説明は必要ないか。	補足説明を追記 (対象)中学生、高校生 (相談時間)平日の午後5時から午後9時まで (方法)無料通信アプリLINE (相談者)臨床心理士等
P8 1～3行目 2	「子どもや保護者が…充実を図る。」	①「子ども」とは、小中学生のことか。 ②「広報啓発の充実」とは、具体的に何を(している)のか？	①「児童生徒」に修正 ②「必要な広報啓発を行う。」に修正
3	P13 L19～22	<p>①条例第7条第2項には「全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする」と書かれているが、今回の改定案には人権教育についての記述がない。 本方針は、条例に基づくべきものであることから、当然、さらに具体的記述があるべきであり、そのことがいじめ防止基本方針と関係づけて記述されることが望ましいと考える。 三重県教育ビジョンには、「学校において、社会の意識を背景とする様々な人権問題が生じていることから『三重県人権教育方針』に基づき、偏見や差別見極める力、他者の痛みを共感的に受け止め、ともに解決に向けて行動する力等を育成する必要があります。」と記載されている。これらのことを、いじめ対策の取組と関連づけて当方針改定案にも記載されることが望ましい。</p> <p>②同じく、条例第7条第3項には、「学校及び教職員は(中略)いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。」とあるが、改定案には「取り組む必要がある。」としか記述されていない。</p> <p>③2013年6月の「いじめ防止対策推進法」成立における付帯決議に「本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。」とあることから「学校の設置者・学校及び教職員は(中略)子どもたちが主体的かつ自主的に活動に参画できる場を確保するために支援を行う。」という記述が望ましい。</p>	<p>条例第7条に規定されている未然防止の観点に沿って、未然防止の基本を記載するため、以下のように修正 「教職員はいじめがどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえるとともに、自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、未然防止に取り組む。 未然防止の基本として、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る必要がある。また、保護者、地域住民等と連携し、児童生徒が主体的にいじめの防止に取り組むための支援が必要である。 さらに、児童生徒、保護者に対していじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発を行う必要がある。 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成等の教育を行う必要がある。」</p>

	<p>・13ページ (37～38行目) 4 「性同一性障がいや性的指向・性自認」に係る項目</p>	<p>「教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。」とありますが、平成27年に文部科学省が発出した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」をふまえた学校・教職員の取組として、「教職員が正しく理解し、学校として必要な対応を行う。」と表記してはどうでしょうか。</p>	<p>平成29年3月に改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」に記載されている原文を引用しているため、原案のとおりで考えたい。</p>
--	---	---	---